

住基ネットに不参加を！

杉並の会 ニュースレター

第5号 2005年6月19日

連絡先：柏木 (3330)3016 原田(E-mail)tom-h@k7.dion.ne.jp (ホームページ)http://www.jca.apc.org/s-mix/juuki.html

入り口で停滞する杉並「住基ネット裁判」

昨年8月24日に杉並区が国と都に対して提訴した、住基ネットへの「横浜方式」での参加を認めることと損害賠償を求める裁判がはじまりました。

11月2日の第1回口頭弁論で、杉並区の訴状に対する国都側の答弁書が出されました。国と都は、まず「訴訟は不適法」と却下を求めた上で、杉並区の指摘した住基ネットの問題点や「横浜方式」をめぐる経過について、全面的に争う姿勢を示しました。

その後12月21日、3月15日、5月25日と口頭弁論が行われていますが、このような裁判を起こすことが適法か否か、という「入り口」のやりとりに終始しています。杉並区が第3回口頭弁論に出した専門家の鑑定意見書も「訴訟の合法性」についてで、肝心の住基ネットの問題点や「横浜方式」の合法性などはまったく論議されていません。次回は7月20日に行われますが、区民の税金を使ってこのような裁判を続ける意味があるのか、疑問が深まるばかりです。

訴訟を初めて1年になります。この間杉並区住基ネットに接続していませんが、区民はなんの不便もしていません。住基ネットはプライバシーを危なくするだけで、役に立ちません。杉並区は「横浜方式」採用を見直し、「個人情報保護のための確固とした措置」が実現するまで、住基ネット不参加を続けるべきです。

**完全なセキュリティ確保は不可能
住基ネット利用事務が今後拡大される**

国認める！

住基ネットはなし崩し的に拡大！

杉並区は訴状で、住基ネットから国等への提供事務が当初の93事務から264事務に拡大しており、さらに今後も拡大して個人情報流出につながる危険性を指摘しました。

それに対して国都側は答弁書で『本人確認情報を提供する事務が今後拡大される可能性があることは認めるが、流出の危険が増加することは争う』と、なし崩し拡大の可能性は認めました。実際、その後提供事務は270事務に拡大しています。

私たちの心配が、現実になりつつあります。

今さら「完全なセキュリティはない」とは！

国都は答弁書で『コンピュータ・ネットワークにおいて「完全なセキュリティを確保することが不可能であることは認めるが、・・・』と反論しています。

住基ネット導入のとき片山総務相（当時）は、セキュリティが危ないとの指摘に「セキュリティは万全」「あらぬ想定をして、安全ではないとか世の中を惑わす」と切り捨てていました。

いまごろになって、「完全なセキュリティは不可能」などと言い出す国は、まったく無責任です。